

みんなで支え合う

国民健康保険



65歳未満の非自発的失業者の国民健康保険税が申請により軽減算定されます

雇用情勢が厳しいことを踏まえた離職者支援の一環として、国民健康保険税の一部(所得割)の軽減を実施しています。

●対象者

①雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇などの事業主都合により離職した方)

雇用保険受給資格者証の離職理由欄に⑪⑫⑬⑭⑮⑯の記載がある方
⑰特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方)

雇用保険受給資格者証の離職理由欄に⑳㉑㉒の記載がある方
※離職時点で65歳未満の方

●軽減算定の内容

失業時からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を30%として算定し、負担軽減をはかります。ただし、世帯に属するそのほかの被保険者の所得は通常の額として算定します。

●期間

離職日の翌日からその翌年度末まで

の間。27年度保険税については、平成26年3月31日以降に離職された方が対象になります。

●申請の方法

軽減を受けるには、申請が必要となりますので、雇用保険受給資格者証と国民健康保険被保険者証および印鑑をご持参ください。

雇用保険受給資格者証を紛失された場合は、公共職業安定所(ハローワーク)で再交付を受けた後に申請をお願いします。

◇国民健康保険税 減免制度

災害や急激な所得の減少、その他特別な事情により国民健康保険税の支払いが困難な場合は、申請により減額や免除が認められることがあります。お早めにご相談ください。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 6571

税金は期限内に納めましょう!

もう一度、納め忘れがないかお確かめください

皆さんから納めていただく町税は、福祉・医療・教育・ごみ処理など身近な行政サービスに使われる大切な財源として役立っています。



●税金を滞納するとどうなるのでしょう

町税には納付期限が定められています。期限から20日を過ぎても納付がないと督促状(1件200円)が発行され、延滞金(年率14.6%以内)が課されることとなります。さらに滞納のまま放置されますと、財産(給与や年金、預貯金や不動産など)を差押えして、換価や公売などの滞納処分を行うよつ法律で定められています。平成26年度は、45件 7,554,326円の差押えを行いました。

●納税者間の公平性確保と滞納額の縮減に努めています

町では、税の公平性と安定的な財源の確保のため、収納率の向上と滞納額の縮減に向けた取り組みを行っています。また、県と県内市町では、「滋賀地方税滞納整理機構」を設置し、連携・協働して県税と市町税の滞納整理を推進しています。

●どうしても期限内に納められない場合は...

病气や失業・事業の業績不振などのやむを得ない理由や多重債務などにより、一時的に町税を各期限内に納付することが困難な方については、一人で

◆問い合わせ先

税務課 収納担当 ☎ 6570